

インターネット・ホットラインセンターからの通報による児童ポルノ、  
わいせつ図画公然陳列等事件一斉取締りの実施について

5月31日午前、児童ポルノ、わいせつ図画公然陳列等事件について全国  
8都府県において一斉取締りを実施した。

1 実施都府県警察

8 都府県警察

〔 秋田県警察、警視庁、千葉県警察、大阪府警察、  
兵庫県警察、岡山県警察、徳島県警察、熊本県警察 〕

2 適用法令

- ・ 児童ポルノ公然陳列（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条第4項）等
- ・ わいせつ物公然陳列（刑法第175条）

3 搜索箇所及び逮捕者

搜索箇所 35箇所 逮捕者 14人

4 背景

児童ポルノをはじめとする違法情報の氾濫は、大きな社会的問題であり、国民からインターネット・ホットラインセンターに寄せられる通報件数も増加している現状にある。

特に、昨年、児童ポルノ・わいせつ画像に関する通報は著しく増加した。

警察としては、こうした状況に対応するため、インターネット・ホットラインセンターからの通報を有効に活用した一斉取締りを行い、サイバー空間の浄化と児童ポルノに係る犯罪等の抑止を図った。

5 参考

インターネット・ホットラインセンターからの通報による違法情報の一斉取締りは全国初